

8水管第727号
令和8年6月11日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（まさば及びごまさば対馬暖流系群並びにべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の別紙2の変更）について（諮問第512号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(別紙2-16 まさば及びびごまさば対馬暖流系群)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 漁獲可能量の未利用分の繰越しについて</u> <u>管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、</u> <u>第4の3(1)①の規定に基づき算出した数量の10パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。</u></p> <p><u>4・5 (略)</u></p> <p>第7～第9 (略)</p> <p>(別紙2-53 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源）)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p><u>1 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u></p> <p><u>2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和4年（2022年）から令和6年（2024年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u></p> <p><u>3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うことはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u></p> <p>第7～第9 (略)</p>	<p>(別紙2-16 まさば及びびごまさば対馬暖流系群)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3・4 (略)</u></p> <p>第7～第9 (略)</p> <p>(別紙2-53 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源）)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p><u>本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。</u></p> <p>第7～第9 (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。